

本市が進める人中心のまちづくりとは

問 本市が進める人中心のまちづくりとは。

答 市長／中心市街地において、道路のあり方を見直すなど、さまざまな検討を行うことにより、人に優しく快適に活用できる公共空間を創出し、居住や買い物を始め、多くの人が集うことでまちに元気にぎわいをもたらすことのできるまちづくりを進めている。

問 地域拠点のまちづくりは生活機能が身近で完結することが必要であると考えますが、本市の認識は。

答 都市計画部長／地域拠点については、人口減少社会の中でも市民が

毎日の暮らしで活動する中学校区ごとのまちづくりが重要であると認識しており、人口集積が多い地域拠点については、地域住民の日常生活を支えるため、利用頻度の高い公共公益事業施設の適切な配置の検討や、商業、医療、福祉機能などの維持に努めるとともに、空き店舗や空き教室などの既存ストックの活用についても検討していく。一方、新東名高速道路や東駿河湾環状道路などの新たな交通基盤が近接する地域については、農地や山林などの自然環境資源に配慮しつつ、産業立地を促進することで雇用の確保を図っていく。

文化財センターを移転する考えは

問 市内外の多くの人が利用しやすいように、文化財センターを市の中心部または高尾山古墳近隣へと移転する考えは。

答 教育次長／文化財センターは、旧静浦西小学校の空き校舎を改修し、平成三十一年二月から供用開始したものであり、現時点においてさらなる移転は考えていない。なお、高尾山古墳から近い明治史料館において、古墳の概要について紹介しており、出土遺物の一部についてレプリカを製作し、展示する予定である。高尾山古墳の歴史的な価値を周知啓発するための保存や利活用の方法につい

ては、都市計画道路沼津南一色線の設計競技の結果を踏まえ検討する。

問 高尾山古墳の国史跡指定に向けた進捗状況は。

答 教育次長／高尾山古墳は、その歴史的な重要性から国史跡指定を目指すものと認識しており、その手続については、都市計画道路沼津南一色線の設計競技において、道路デザインが決定したのち、具体的な道路設計などの状況を見きわめながら行っていく。



▲国史跡指定を目指す高尾山古墳

川口 三男 形式 複 合

岡田 進一 形式 一括

意見書

この意見書は、令和元年12月17日に全会一致で可決された後、関係官庁等へ送付しました。

※意見書とは、市だけの努力では解決できない公共の利益に関する問題について、市議会の意思をまとめて国や県に要望するものです。



あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書

令和元年8月、茨城県内の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また、平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路で、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件、事故が相次ぐ中、あおり運転を初めとした極めて悪質、危険な運転に対して、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して厳正な取り締まりを行っているが、あおり運転に対する規定はなく、効果的な防止策となっていない。今後、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や運転免許証更新時の講習などにおける交通安全教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められる。

よって、国においては、社会問題化しているあおり運転の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 道路交通法にあおり運転に対する罰則の規定を新たに設け、危険運転を行った場合のみでも厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正をするよう早急に検討を進めること。
- 2 運転免許証更新時の講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転の危険性、その行為の禁止及び違反行為が取り締まりの対象であることを認識するための講習も行うこと。また、講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
- 3 広報啓発活動については、あおり運転の行為が禁止されており、取り締まりの対象となることや、あおり運転を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報紙などを効果的に活用し、周知に努めること。